

## 中予地方局環境保全課車両（普通乗用電気自動車） 賃貸借契約に係る質問について

標記契約について、質問があった内容とそれに対する回答は以下のとおりです。

### （質問事項）

契約書第3条第2項及び第3項に規定されている「日割りよる支払い」を、県の過払いがないよう、月単位の支払いとすることは可能か。

### （回答内容）

支払い金額の総額に変わりはなく、県の過払いもないのであれば、落札業者と協議のうえ、契約書第3条第2項及び第3項に記載の内容を変更することは可能である。

### （参考）

#### （賃貸借料）

#### 第3条 省略

2 賃貸借料は、賃貸借開始の日から期間満了の日までに暦の月毎に計算するものとする。

ただし、賃貸借契約の始期が月の中途の場合は、当該月の賃貸借料は当該月の日数による日割計算とする。賃貸借契約の終期が月の中途の場合も同様とする。

3 前項の日割計算は、暦日数によるものとし、円未満は切り捨てるものとする。